

新技術事例集に関する審査料等に係る細目

制 定 令和 3年 4月12日

一部改正 令和 4年 3月31日

(趣旨)

第1条 この細目は、新技術事例集に関する審査料、掲載料、継続審査料、変更審査料について規定するものである。

(審査料、掲載料、継続審査料及び変更審査料)

第2条 審査料、掲載料、継続審査料及び変更審査料は、下表による。

種別 金額(税込)	審査料	掲載料	継続審査料及び 変更審査料
技術評価・成果確認済み 技術(センター事業)	無料	60,000	60,000
センタープロジェクト 参加企業	120,000	60,000	60,000
センター会員	180,000	60,000	60,000
センター非会員	240,000	90,000	90,000

注1) 審査料、継続審査料及び変更審査料は、審査の結果にかかわらず返還しない。

注2) 掲載料は3年分を掲載前に納入する。

注3) 同時に複数の申請があった場合は、審査料は合計金額に4分の3を乗じた額とする。

附 則

この細目は、令和 3年 4月12日から施行する。

附 則

この細目は、令和 4年 3月31日から施行する。